

令和 5 年 5 月 30 日

太宰府市教育委員会
教育長 井 上 和 信 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 實 原 隆 志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 5 年 3 月 31 日付 4 太教文学第 115 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 1 月 6 日付 4 太教文学第 89 号の情報非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求（令和 4 年 12 月 26 日付）に対し、実施機関が行った情報非公開決定（以下「本件処分」という。）について、審査請求を行ったものである。

（2）審査請求の経過

① 情報公開請求

審査請求人は、令和 4 年 12 月 26 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条の規定に基づき、「中央公民館・市民図書館駐車場に設置してある自衛官募集中の看板（別添写真参照）の行政財産の目的外使用許可に関する書類（申請に関する書類、許可に関する書類、使用料に関する書類等）」（以下「本件情報」という。）の公開請求をした。

② 非公開決定

実施機関は、「自衛官募集に関する事務については地方自治法第 2 条、同法施行令第 1 条、自衛隊法施行令第 162 条の規定により県及び市町村の第 1 号法定受託事務とされており、本市では総務課が所管している。」を理由に本件処分を行った。

③ 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 3 月 20 日に本件処分を不服とし、情報公開条例第 13 条の規定に基づき実施機関に対して本件情報の公開を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和5年3月20日付の審査請求書、同年4月11日付の反論書及び同年4月19日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 審査請求書

自衛官募集中の看板が設置されている場所は、中央公民館・市民図書館駐車場であり、太宰府市公有財産規則（以下「公有財産規則」という。）第4条に基づき文化学習課長が管理しなければならない行政財産である。実施機関は総務課が所管していることを挙げているが、自衛官募集中の看板が設置されている場所は、総務課に所管替えされておらず、中央公民館・市民図書館の駐車場であるので、その一部を行政財産の目的外に使用する場合は公有財産規則第27条の手続きが必要であり、申請に関する書類、許可に関する書類が存在するはずである。

(2) 反論書、口頭意見陳述

- ① 自衛官募集中の看板の設置者（管理者）が明確ではない。当該看板の設置者（管理者）が看板記載の福岡地方協力本部春日分駐所など太宰府市以外の者であれば公有財産規則第27条の手続きが必要である。
- ② 自衛官募集中の看板の設置者（管理者）が太宰府市の他の課であれば、公有財産規則第9条に基づき所管替えの手続きが必要である。公有財産規則第4条は、「公有財産はその事務事業を所管する課の長が管理しなければならない。」と規定している。当該看板はコンクリートで地面に固定されており、その土地は当該看板設置のための敷地であるので、中央公民館・市民図書館駐車場の管理者である文化学習課長は駐車場の一部を当該看板の設置者である太宰府市の他の課に所管替えをしなければならない。もし文化学習課長が所管替えを行っていないとしたら公有財産規則違反の状態にある。
- ③ 情報公開条例第7条第4項は、「実施機関は、公開請求者に対し、情報の公開をしない旨（次条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）の決定又は第10条第1項の規定により情報の一部について公開をする旨の決定の通知をする場合は、その理由を付記しなければならない。」と規定している。非公開決定における理由の付記は非公開理由を請求者に知らせるためのものであるが、本件処分の非公開決定通知書の情報を公開しない理由の欄の「公開請求に係る情報が不存在」とその理由の因果関係が全く説明されておらず、非公開理由は意味不明である。非公開決定通知書は、適法に非公開決定するための要件を満たしておらず、本件処分は無効である。
- ④ 公有財産規則第50条の公有財産台帳（工作物）は正本が所管課にあり、第2項で管財課長が公有財産台帳の副本を備えなければならない、と規定されている。総務課に聞いたら台帳はない、昔のことだから書類はないと言われた。管財課にも総務課の工作物はないと言われた。書類がないのにどうして総務課のものとなるのか。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和5年3月31日付の弁明書及び令和5年4月19日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

行政財産の管理及び処分については、新版逐条地方自治法（第9次改訂版）において、

「行政財産(略)をその用途又は目的を妨げないものとして他人に使用させる場合には、目的外使用の許可処分による」とある。ここで「他人に使用させる場合」とあるのは、行政上の許可処分においては当該普通公共団体が当該普通公共団体以外の者に対して行われるものであり、同一普通公共団体で行われるものではないと判断している。自衛官募集に関する事務については地方自治法第2条、同法施行令第1条、自衛隊法施行令第162条の規定により県及び市町村の第1号法定受託事務とされており、自衛官募集中の看板の設置及び管理は市が行うものであり、市の所有である。行政財産使用許可申請並びに使用許可については他人に使用させる場合に必要手続きであるため、公有財産規則第27条の手続きは不要である。

また、看板の設置、管理は総務課が行っているが、駐車場用地としての目的を阻害しているものではなく、所管替えの必要はない。

5 審査会の判断

本件において、審査請求の対象となっている情報は、「中央公民館・市民図書館駐車場に設置してある自衛官募集中の看板の行政財産の目的外使用許可に関する書類(申請に関する書類、許可に関する書類、使用料に関する書類等)」である。情報公開条例第7条第4項は「公開請求に係る情報を保有していないとき」における「情報の公開をしない旨の決定」を予定している(「文書不存在」)。そして、「情報の公開をしない旨の決定」を行う際には「その理由を付記しなければならない」としており、情報の不存在決定に際して付記される理由について、市は「公開しない理由を第4項に規定する書面に具体的に記載することを実施機関に義務付ける趣旨」と説明している(太宰府市「情報公開制度・個人情報保護制度 運用の手引」(令和2年10月)16頁)。それゆえ本件では、本件情報が存在しないと考えることに合理性があるかに加え、本件において市が提示した理由が具体的な記載であったといえるかが問題となる。

(1) 本件情報の(不)存在について

本件情報の保有の有無についての検討に当たり、当該看板の所有等について明らかにするために、以下のことについて実施機関に確認を行った。

① 当該看板の設置の経緯について

(ア) 平成18年頃の当該看板の補修を行うための見積徴取の事績と共に当時の写真があり、当該看板は少なくとも平成18年以前から同じ場所に設置されていた。

(イ) 当時の看板は連絡先が総務課となっており、当時から継続して市が管理を行っている。

(ウ) 平成27年に当該看板の補修を市の経費で行っている。

(エ) 同様の看板の設置及び修繕に係る事績の保管は3年から5年であり、当該看板は平成18年以前に設置されていることから係る事績は廃棄の年限を迎えているが、昭和61年度太宰府市歳入歳出決算書において、自衛官募集看板設置工事の支出記録があり、自衛官募集看板は市の歳出予算から支出され設置されるものであることがわかる。

② 当該看板の財産管理台帳(工作物)、所管替えについて

- (ア) 設置当時は紙台帳により管理されており、当時の紙台帳は土地と建物の情報のみであり、工作物の記録はされていなかった。
- (イ) 現在は公有財産管理システムで管理しており、工作物の記録はされているが、自衛官募集看板が特定される記録はない。
- (ウ) 当該看板は駐車場用地に建てられているものの、本来の利用目的（駐車場）を妨げるものではなく、また、所管替えを行うに当たっては通常分筆の際と同様の測量等が必要となり、公費を費やしてまで所管替えを行う必要性はないものと判断している。今回のような看板が設置される場所だけのための所管替えは行ったことがない。

③ 当該看板の管理について

- (ア) 当該看板管理の所管は総務課であり、駐車場用地の目的を妨げない範囲で一部を使用しているが、看板の管理責任については総務課にある。
- (イ) 財産管理台帳（工作物）の記録はないが、他者の所有の看板であれば、老朽等により補修の必要があった場合は、通常所有者に対応の依頼を行うが、市で修理等を行なっているため、看板の所有は市である。

④ 小括：本件情報の（不）存在について

以上をふまえると、市の台帳に工作物の記録がないことの妥当性はともかくとしても、実施機関による説明や関連費用の支出に関する文書を参照する限り、本件の自衛官募集看板の設置者・管理者・所有者は市以外ではなく、市であると考えられる。そうすると、本件での土地の利用が「他人に使用させる場合」に当たらないと市が考えたとしても、そこには合理性があるといえる。そして、本件の自衛官募集看板の所管は設置当初から総務課であって文化学習課ではなく、「所管替え」に要する費用の面の問題などから「看板が設置される場所だけのための所管替えは行ったことがない」のだとすれば、文化学習課から「所管替え」が行われていないとの説明にも合理性が認められる。また、市は本件の自衛官募集看板の設置を駐車場としての本来の利用目的を妨げるものではないと考えていたとのことであるから、市が公有財産規則第27条所定の手続を要しないと考えていたと思われ、関係文書は実際に存在していないものと思われる。

(2) 不存在理由の妥当性について

不利益処分の際に理由の記載が求められるのは、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保してその恣意を抑制するとともに、当該処分の名宛人に審査請求における主張の便宜を与えるためであり、行政からの不利益処分の際に記載された理由が十分ではなかった場合には当該処分を取り消す余地も生じる。本件の場合、たしかに、決定通知における非公開理由が「非公開」との関連性について明快に表現していたとまでは言い難く、当該条項に該当する事由をより詳細に記載する余地はあったと思われる。例えば、情報を公開しない理由として「自衛官募集に関する事務については地方自治法第2条、同法施行令第1条、自衛隊法施行令第162条の規定により県及び市町村の第1号法定受託事務とされており、本市では総務課が所管している」ととどまらず、加えて「『他人に使用させる場合』に該当しないため、行政財産の目的外使用許可等

の手続きが不要であったため」と記載するなどの配慮があれば、その記載をもって公開請求に係る情報が不存在として非公開決定が行われたことにつき容易に理解できたのではないかと推測される。しかしながら、実施機関は、本件処分の際し、条名にとどまらず、それへの該当事由を記載しており、理由の明快さに欠けている点は否めないものの、公開請求に係る情報が不存在として非公開決定を行った理由を理解することが不可能とまではいえず、本件処分の取消しを要するほどの瑕疵があったとは認められない。

(3) まとめ・結論

以上のことから、実施機関において本件情報を保有しているとは認められず、本件情報につき、これを不存在として非公開とした決定については妥当であり、取消しを要するものではないと判断した。

(4) 付言

上述の判断・理由付けは、本件文書が存在していないことの妥当性について述べるものではない。また、本件看板の設置・所有・管理に関して、市による支出からはじまる業務処理の経緯を示す文書が欠落している様子であるが、本来であれば、市有地上の工作物の設置・所有・管理の時期や主体を行政文書の形で明確化しておくのが望ましいように思われる。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和5年4月19日 第1回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和5年5月10日 第2回審査会（審議）